

雇用促進住宅の存続等を求める意見書

独立行政法人雇用・能力開発機構は、当市の雇用促進住宅入居者に対して、本年12月以降は定期借家契約の更新を中止し、平成23年度までに雇用促進住宅を廃止すると伝えてきました。

これまで、雇用促進住宅については、「平成33年度までに廃止する」と方針が示されていましたが、国が進める行財政改革により、全国的に廃止計画が前倒しとなり、当市においても5つの住宅のうち、4つがこれに該当しました。

雇用促進住宅は、移転就職者向け宿舍という当初の役割に加え、長年にわたって公的住宅供給の役割を果たしてきており、入居者も当市の住民として積極的にまちづくりへ参加してきました。また、雇用環境がますます厳しくなる中、その必要性はますます高くなっていると考えます。

よって、国においては、安定した雇用環境の確保とともに、住民の継続居住の保障と不安解消のため、万全の対策を講じられるよう、下記のとおり強く要望します。

記

1. 雇用促進住宅については、国の責任において存続すること。
2. 入居者に対して十分な説明を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月 3日

岐阜県恵那市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 各宛

全会一致